

# 令和6年度農業施策等に関する意見書

名護市農業委員会

本市の農業振興について、日頃から積極的な取組にご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

令和5年の委員改選から1年数ヶ月が経過し第18期農業委員会及び第3期農地利用最適化推進委員も2年目を迎えました。今後とも、農業委員会一同、本市農業の発展のために変わらず尽力して参ります。

私ども農業委員会の責務は、『農地等の利用の最適化の推進』であり、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」が重要任務です。

今年から新たに農業相談会を各地区において毎月開催することとし、名護市農業委員憲章に掲げられている、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会を目指しております。

今後とも、農業を取り巻く諸課題に対処し、地域の農地を活かし将来にわたって安心して暮らせる持続可能な社会を次の世代に引き継いでいくために、我々農業委員会はなお一層『農地等の利用の最適化の推進』に努めて参ります。

つきましては、農業施策の企画立案等に関しまして関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和7年1月27日

名護市長 渡具知 武豊 様

名護市農業委員会  
会長 野原 朝行

## 意見項目

### (1) 名護市農畜産物生産奨励事業の補助率増（堆肥・農薬・除草剤）及び補助対象品目の拡大（化成肥料）について

現在、農業を取り巻く環境は厳しい状況下にあります。今の状況が続けば、農業者の経営安定化がますます難しくなり、農業者の経営拡大が進まないことに加え、離農者の増加が遊休農地の増加につながり、農業の未来への展望が抱けない状況になると危惧されます。

このような状況が少しでも解消に向かうよう、国においても様々な支援策が打ち出されていますが、農家が効果的な支援を受けられているとは言えない状況であります。やはり、国の支援策のみではなく、地域の実情を把握している市が独自に農家への支援策を拡充する必要があると考えます。

特に、原油価格、資材価格等の高騰に伴う、経費の増加が農業経営に与える影響は大きく、収益の悪化に繋がっているため、名護市農畜産物生産奨励事業（堆肥・農薬・除草剤）における補助率増及び補助対象品目に化成肥料の追加を検討下さい。

### (2) 遊休施設解消（使えるハウスの再利用、改修費用補助）について

遊休農地については農業委員会において農地の有効利用に向け、農地パトロールや利用状況調査、利用意向調査を実施し、遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動を行っていますが、遊休施設については市内にどれだけ存在するか、遊休施設が何処にどのくらいあるのか等基礎数値が把握出来ていない状況にあります。

一度遊休化した施設は、解消につなげることは困難なことから、規模拡大希望農家への継承や、意欲のある新規就農者や法人・企業などが参入しやすい取組の推進を求めます。

園芸ハウスが遊休化する原因は多種多様であり、その要因（事業実施主体、耐用年数、作物限定、地主と施設所有者の相違、老朽化、所有者不明、事業費自己負担など）を分析する必要もありますが、これ以上遊休施設を増やさないために、必要となる仕組みや、あっせん方法を確認するとともに、遊休施設を再整備し流動化を促進するために必要な施設の修繕、器具等の経費についての補助を求めます。

### (3) 農業委員会事務局体制の強化（職員・会計年度任用職員の増員）

農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、法令事務はもとより、農業者の公的な代表機関として、優良農地の確保及び有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図るという使命を担っており、その事務局の業務については、農地法等の法令業務の執行や遊休農地解消と行った農地関連業務に加え、農業委員会総会の運営や農業委員活動の活性化といった業務など多岐にわたっています。

さらに、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、農業委員会は、農地の出し手、受け手の意向調査を行い、市及び関係機関と一緒に「地域計画」の作成の推進が新たな事務として加わっています。また、策定後においても目標達成のための活動が令和7年度以降に順次増加することが予想されます。

さらに、非農地判断の徹底や所有者不明農地の対応、農地あっせんの強化など、現在の事務局体制ではなかなか対処困難であるため、職員もしくは会計年度任用職員の増員を強く求めます。

今後とも農業施策の変化に応じた柔軟な対応が出来る事務局体制の強化を引き続きお願い致します。